

(専任特例 1 号)

監 理 技 術 者 兼 務 届

令和 年 月 日

上田市長 様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者

次の工事について、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）に基づき、専任特例 1 号の要件を全て満たしているため、同一の専任の監理技術者が管理することとしたいので届け出ます。

監理技術者氏名			
監理技術者連絡先		通常：	緊急時：
新たに 兼務す る工事	工 事 名		
	工事場所		
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
	請負代金額	円	
	発注機関名 及び担当部署		
	監督員氏名		
	連絡員氏名		連絡先：
	備 考		
既に監 理技術 者とな っている工事	工 事 名		
	工事場所		
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
	請負代金額	円	
	発注機関名 及び担当部署		
	監督員氏名		
	連絡員氏名		連絡先：
	備 考		
監理技術者兼務期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	

兼務の要件（専任特例 1 号）

- 1 各工事の請負代金額が、1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
- 2 工事現場間の移動時間（片道）が、通常の移動手段で概ね2 時間以内であること。
- 3 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。
- 4 各工事に連絡員を置いていること。連絡員は複数工事で兼務可。
- 5 情報通信技術により遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- 6 次の事項を記載した人員配置計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
 - (1) 当該建設業者の名称及び所在地
 - (2) 監理技術者の氏名
 - (3) 監理技術者の一日当たりの労働時間のうち、労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - (4) 各工事に係る次の事項
 - ア 当該工事の名称及び工事現場の所在地
 - イ 当該工事の内容（工種）
 - ウ 当該工事の請負代金額
 - エ 工事現場間の移動時間
 - オ 下請次数
 - カ 連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - キ 施工体制を把握するための情報通信技術
 - ク 現場状況を把握するための情報通信機器
- 7 監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置されており、かつ、利用可能な環境が確保されていること。
- 8 兼務する工事の数は、2 件を超えないこと。

※ 連絡員の実務経験

当該工事が土木一式又は建築一式の場合の連絡員は、当該工事と同業種の実務経験 1 年以上が必須

氏 名	実務経験の内容	従事期間
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月
		年 月～ 年 月

※ 他の発注機関の工事と兼務する場合

（他の発注機関の承認欄）

上記監理技術者の兼務について承認します。

令和 年 月 日 発注機関名

印